

四半期報告書

(第12期第2四半期)

株式会社 **みなと銀行**

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【株価の推移】	24
3 【役員の状況】	24
第5 【経理の状況】	25
1 【中間連結財務諸表】	26
2 【その他】	83
3 【中間財務諸表】	84
4 【その他】	107
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	108

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月19日

【四半期会計期間】 第12期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社みなと銀行

【英訳名】 THE MINATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 尾野俊二

【本店の所在の場所】 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

【電話番号】 神戸(078)331-8141(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員
企画部長 森本剛

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号
株式会社みなと銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)5200-0666

【事務連絡者氏名】 執行役員
東京事務所長 宮坂利影

【縦覧に供する場所】 株式会社みなと銀行大阪支店
(大阪市中央区瓦町4丁目2番14号 瓦町ビル6階)

※株式会社みなと銀行東京支店
(東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	38,109	36,013	33,631	74,801	71,001
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△3,219	4,174	7,744	△9,007	8,977
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	△4,505	1,362	5,012	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△9,312	3,583
連結純資産額	百万円	94,470	93,188	111,397	88,721	105,261
連結総資産額	百万円	2,812,343	2,875,590	2,945,100	2,872,916	2,940,448
1株当たり純資産額	円	228.56	225.69	245.59	214.64	230.69
1株当たり中間純利益 金額 (△は1株当たり中間純 損失金額)	円	△10.97	3.32	12.21	—	—
1株当たり当期純利益 金額 (△は1株当たり当期純 損失金額)	円	—	—	—	△22.68	8.72
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	3.33	3.22	3.42	3.06	3.22
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.37	9.68	11.05	9.37	10.68
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	52,919	49,917	36,643	61,618	147,814
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△64,030	△51,535	△35,713	△65,449	△155,820
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,642	△3,003	△1,898	△1,645	△3
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	36,069	38,728	34,376	43,361	35,343
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,396 [931]	2,473 [858]	2,423 [820]	2,396 [917]	2,428 [854]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第10期中	第11期中	第12期中	第10期	第11期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	35,233	33,608	30,692	69,349	65,801
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△2,814	4,257	6,901	△9,182	8,587
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	△3,573	1,435	4,596	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△8,850	3,458
資本金	百万円	27,484	27,484	27,484	27,484	27,484
発行済株式総数	千株	410,940	410,940	410,940	410,940	410,940
純資産額	百万円	93,360	91,801	99,305	87,200	93,582
総資産額	百万円	2,797,973	2,862,386	2,934,038	2,859,400	2,928,420
預金残高	百万円	2,584,293	2,664,896	2,697,236	2,621,453	2,655,711
貸出金残高	百万円	2,240,765	2,243,361	2,168,026	2,249,888	2,202,072
有価証券残高	百万円	445,059	496,338	634,888	471,184	600,151
1株当たり配当額	円	—	—	—	—	4.00
自己資本比率	%	3.33	3.20	3.38	3.04	3.19
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.42	9.72	11.05	9.40	10.71
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,027 [712]	2,090 [653]	2,097 [646]	2,020 [703]	2,038 [649]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 4 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	2,423 [820]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員807人を含んでおりません。
また、取締役を兼務しない執行役員14人は従業員数に含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	2,097 [646]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員635人を含んでおりません。
また、取締役を兼務しない執行役員14人は従業員数に含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

平成22年度上期の兵庫県経済は、持ち直しの方向で推移しました。アジア向けを中心に輸出が回復したほか、生産の増加が続きました。こうした中、期の半ばにかけ企業の景況感に改善が見られ、設備投資は下げ止まりに転じました。一方個人消費は、エコカー減税・補助金等の政策効果や猛暑の影響から一部改善の動きが見られたものの、引き続き厳しい雇用・所得環境の下、全体としては弱めの動きとなりました。

このような環境下、当行及び当行グループは「みなとブランドの醸成」「顧客ニーズ対応力の向上」ならびに「経営管理態勢の強化」を図るべく、中期経営計画「MINATO10（テン）」の諸施策を推進した結果、当第2四半期連結会計期間の業績は以下の通りとなりました。

(主要勘定)

預金の当中間連結会計期間末残高は、個人預金の減少を主因として、前四半期連結会計期間末比750億91百万円減少の2兆6,926億91百万円となりました。一方、貸出金の当中間連結会計期間末残高は、法人向け貸出が減少したこと等により、前四半期連結会計期間末比214億13百万円減少の2兆1,629億85百万円、有価証券の当中間連結会計期間末残高は、前四半期連結会計期間末比226億96百万円増加の6,310億7百万円となりました。

(損益)

当第2四半期連結会計期間の経常収益は、貸出金利息が利回り低下を主因として前第2四半期連結会計期間比12億35百万円減少したことから、経常収益は前第2四半期連結会計期間比13億5百万円減少の166億46百万円となりました。

一方、経常費用は、預金利息、貸倒引当金繰入額等の減少により前第2四半期連結会計期間比35億5百万円減少し、128億71百万円となりました。

この結果、経常利益は前第2四半期連結会計期間比21億99百万円増加の37億74百万円、中間純利益は前第2四半期連結会計期間比22億66百万円増加の24億85百万円となりました。

セグメントごとの業績は、「銀行業セグメント」での経常収益は151億58百万円、セグメント利益は31億65百万円、「その他」での経常収益は22億94百万円、セグメント利益は5億85百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間の国内業務部門は、前第2四半期連結会計期間に比べ、資金運用収支が359百万円減少、役員取引等収支が237百万円増加、その他業務収支が697百万円減少いたしました。

当第2四半期連結会計期間の国際業務部門は、前第2四半期連結会計期間に比べ、資金運用収支が38百万円増加、役員取引等収支が0百万円減少、その他業務収支が9百万円増加いたしました。

以上により、前第2四半期連結会計期間に比べ、当第2四半期連結会計期間の全体の資金運用収支は320百万円減少、役員取引等収支は236百万円増加、その他業務収支が688百万円減少いたしました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	10,738	138	—	10,877
	当第2四半期連結会計期間	10,378	177	—	10,556
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	12,422	183	30	12,575
	当第2四半期連結会計期間	11,352	202	15	11,539
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	1,683	44	30	1,698
	当第2四半期連結会計期間	973	24	15	982
役員取引等収支	前第2四半期連結会計期間	1,844	58	—	1,903
	当第2四半期連結会計期間	2,082	58	—	2,140
うち役員取引等収益	前第2四半期連結会計期間	2,679	70	—	2,749
	当第2四半期連結会計期間	2,919	72	—	2,992
うち役員取引等費用	前第2四半期連結会計期間	834	11	—	846
	当第2四半期連結会計期間	837	14	—	851
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	1,399	136	—	1,535
	当第2四半期連結会計期間	701	145	—	847
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	1,962	136	—	2,098
	当第2四半期連結会計期間	1,374	149	—	1,524
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	562	—	—	562
	当第2四半期連結会計期間	673	3	—	676

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益について、国内業務部門は2,919百万円、国際業務部門は72百万円となりました。その結果、全体では2,992百万円となりました。全体の収益のうち、主なものは「預金・貸出業務」「為替業務」「代理業務」「保証業務」「投資信託関係業務」で90.05%を占めております。

また、当第2四半期連結会計期間の役務取引等費用について、国内業務部門は837百万円、国際業務は14百万円となりました。その結果、全体では851百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	2,679	70	—	2,749
	当第2四半期連結会計期間	2,919	72	—	2,992
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	620	3	—	624
	当第2四半期連結会計期間	704	3	—	708
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	689	65	—	755
	当第2四半期連結会計期間	671	67	—	739
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	44	—	—	44
	当第2四半期連結会計期間	41	—	—	41
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	383	—	—	383
	当第2四半期連結会計期間	354	—	—	354
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	1	—	—	1
	当第2四半期連結会計期間	2	—	—	2
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	249	0	—	250
	当第2四半期連結会計期間	254	0	—	255
うち投資信託関係業務	前第2四半期連結会計期間	481	—	—	481
	当第2四半期連結会計期間	637	—	—	637
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	834	11	—	846
	当第2四半期連結会計期間	837	14	—	851
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	142	11	—	154
	当第2四半期連結会計期間	140	14	—	154

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	2,640,085	21,983	—	2,662,069
	平成22年9月30日	2,669,890	22,801	—	2,692,691
うち流動性預金	平成21年9月30日	1,444,990	—	—	1,444,990
	平成22年9月30日	1,507,336	—	—	1,507,336
うち定期性預金	平成21年9月30日	1,174,553	—	—	1,174,553
	平成22年9月30日	1,142,724	—	—	1,142,724
うちその他	平成21年9月30日	20,541	21,983	—	42,525
	平成22年9月30日	19,829	22,801	—	42,630
譲渡性預金	平成21年9月30日	7,345	—	—	7,345
	平成22年9月30日	11,525	—	—	11,525
総合計	平成21年9月30日	2,647,431	21,983	—	2,669,415
	平成22年9月30日	2,681,416	22,801	—	2,704,217

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,237,908	100.00	2,162,475	100.00
製造業	256,716	11.47	241,298	11.16
農業, 林業	1,278	0.06	1,055	0.05
漁業	385	0.02	373	0.02
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1,287	0.06	1,257	0.06
建設業	105,597	4.72	97,115	4.49
電気・ガス・熱供給・水道業	4,429	0.20	3,777	0.17
情報通信業	15,993	0.71	13,588	0.63
運輸業, 郵便業	94,323	4.21	87,662	4.05
卸売業, 小売業	249,342	11.14	251,075	11.61
金融業, 保険業	45,133	2.02	61,742	2.86
不動産業, 物品賃貸業	454,522	20.31	455,875	21.08
各種サービス業	241,685	10.80	229,268	10.60
地方公共団体	127,532	5.70	83,030	3.84
その他	639,681	28.58	635,352	29.38
海外及び特別国際金融取引勘定分	801	100.00	510	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	801	100.00	510	100.00
合計	2,238,709	—	2,162,985	—

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日～平成22年9月30日）におけるキャッシュ・フローの状況と要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、246億33百万円の収入（前第2四半期連結会計期間比544億90百万円増）となりました。

これは主にコールローン等の減少、債券貸借取引受入担保金の増加によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、262億58百万円の支出（前第2四半期連結会計期間比656億68百万円減）となりました。

これは主に有価証券の売却による収入の減少によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、3億49百万円の支出（前第2四半期連結会計期間比26億51百万円増）となりました。

これは主に劣後特約付借入金の返済による支出の減少によるものです。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、343億76百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	27,135	25,056	△2,078
経費(除く臨時処理分)	15,734	16,108	373
人件費	7,902	8,240	337
物件費	6,936	6,980	43
税金	895	888	△7
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	11,400	8,947	△2,452
コア業務純益	9,025	8,046	△979
一般貸倒引当金繰入額	592	△922	△1,514
業務純益	10,807	9,869	△938
うち債券関係損益	2,375	901	△1,473
臨時損益	△6,550	△2,968	3,582
株式関係損益	△86	186	273
不良債権処理損失	6,116	3,220	△2,895
貸出金償却	8	196	187
個別貸倒引当金繰入額	5,839	2,694	△3,145
債権売却損等	268	329	61
その他臨時損益	△347	65	413
経常利益	4,257	6,901	2,644
特別損益	△407	△180	226
固定資産処分損益	△46	△64	△18
償却債権取立益	3	6	3
減損損失	364	—	△364
その他の特別損失	—	123	123
税引前中間純利益	3,849	6,720	2,871
法人税、住民税及び事業税	1,697	1,146	△550
法人税等調整額	717	977	260
法人税等合計	2,414	2,123	△290
中間純利益	1,435	4,596	3,161

(注) 1 業務粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

6 コア業務純益とは、業務純益(一般貸倒引当金繰入前)から債券関係損益を除いた金額であります。

2 利鞘(国内業務部門) (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.77	1.59	△0.18
(イ)貸出金利回	1.98	1.82	△0.16
(ロ)有価証券利回	0.96	0.87	△0.09
(2) 資金調達原価 ②	1.37	1.29	△0.08
(イ)預金等利回	0.19	0.10	△0.09
(ロ)外部負債利回	2.62	2.67	0.05
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.40	0.30	△0.10

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	25.40	18.50	△6.90
業務純益ベース	24.08	20.41	△3.67
コア業務純益ベース	20.11	16.64	△3.47
中間純利益ベース	3.19	9.50	6.31

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	2,664,896	2,697,236	32,340
預金 (平残)	2,669,882	2,698,056	28,174
貸出金 (末残)	2,243,361	2,168,026	△75,334
貸出金 (平残)	2,249,994	2,167,890	△82,104

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	2,120,618	2,127,304	6,686
一般法人	485,461	510,797	25,335
金融機関・公金	36,832	36,331	△501
合計	2,642,912	2,674,433	31,520

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	753,931	765,562	11,630
住宅ローン残高	733,753	747,537	13,784
その他ローン残高	20,178	18,025	△2,153

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,779,066	1,772,166	△6,900
総貸出金残高	② 百万円	2,242,560	2,167,516	△75,043
中小企業等貸出金比率	①/② %	79.33	81.76	2.42
中小企業等貸出先件数	③ 件	104,839	101,613	△3,226
総貸出先件数	④ 件	105,266	102,013	△3,253
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.59	99.60	0.01

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	1	9
信用状	745	3,519	721	2,992
保証	4,019	13,909	3,414	13,063
計	4,764	17,429	4,136	16,066

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出において、銀行は先進的計測手法を、連結子会社は基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	27,484	27,484
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	49,483	49,483
	利益剰余金	13,067	18,658
	自己株式(△)	122	123
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	525	10,574
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	10,000
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	90,438	106,076	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	17,118	16,548
	負債性資本調達手段等	55,600	50,000
	うち永久劣後債務(注2)	20,000	20,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	35,600	30,000
	計	72,718	66,548
うち自己資本への算入額 (B)	65,676	59,354	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	156,114	165,431
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,509,599	1,396,541
	オフ・バランス取引等項目	31,572	26,665
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,541,171	1,423,207
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	71,115	73,553
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,689	5,884
計 (E)+(F) (H)	1,612,287	1,496,761	
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.68	11.05
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		5.60	7.08

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 自己資本額につきましては、平成20年金融庁告示第79号の特例に基づいて算出しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年 9月30日	平成22年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	27,484	27,484
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	27,430	27,430
	その他資本剰余金	22,053	22,053
	利益準備金	53	53
	その他利益剰余金	12,181	17,159
	その他	—	10,000
	自己株式(△)	122	123
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	89,080	104,057	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	10,000	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	15,609	15,039
	負債性資本調達手段等	55,600	50,000
	うち永久劣後債務(注2)	20,000	20,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	35,600	30,000
	計	71,209	65,039
うち自己資本への算入額 (B)	65,539	59,233	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	154,619	163,290
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,495,314	1,384,373
	オフ・バランス取引等項目	31,082	26,233
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,526,396	1,410,606
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	63,893	66,737
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,111	5,338
計 (E)+(F) (H)	1,590,290	1,477,344	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.72	11.05
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		5.60	7.04

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
- 5 自己資本額につきましては、平成20年金融庁告示第79号の特例に基づいて算出しております。

(※) 「連結自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び「単体自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、以下の優先出資証券が含まれております。

発行体	Minato Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めず
任意償還	平成32年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	100億円
払込日	平成22年1月19日
配当率	変動(金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成22年7月26日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日が、清算期間中(注)1に到来する場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書(注)2を交付した場合。 (3) 当該配当支払日の直前に終了した当行の事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式(注)3に関する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示(注)4を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が監督期間(注)5中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示(注)6を交付している場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示(注)6若しくは配当減額指示(注)7がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする当行最優先株式(注)3に関する配当に関して、当行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、当行最優先株式(注)3について当該事業年度中の日を基準日として当行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる当行最優先株式(注)3の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 当行のある事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式(注)3に関する配当に関して、当行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 (1) 7月に到来する配当支払日に関しては、下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を分配可能額から控除した金額 (A) 直前に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に当行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 当行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で当行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式(注)8の配当で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2) 上記(1)の直後の翌年1月に到来する配当支払日に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額(当該金額がマイナスとなる場合には、分配制限をゼロとする。) (x) (当該1月の配当支払日の前日の時点において)その直前の7月の配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) その直前の7月の配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z) (当該1月の配当支払日の前日の時点において)その直前の7月の配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める配当の金額

強制配当	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示(注)4又は配当減額指示(注)7がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書(注)2が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間(注)5中に到来する場合には、監督期間配当指示(注)6に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が当行の清算期間(注)1中に到来するものでないこと</p>
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合(会社法に基づき当行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更正計画案を認可した場合をいう。

2 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)当行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは当行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、当行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が当行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が当行に対して行われることによる影響を考慮しても)超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を当行に関して取ったことをいう。

3 当行最優先株式

当行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

4 配当不払指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

5 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、当行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において、日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

6 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない場合に制限する旨の指示。

7 配当減額指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	308	231
危険債権	450	438
要管理債権	54	33
正常債権	22,070	21,387

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
優先株式	100,000,000
計	1,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	410,940,977	410,940,977	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	410,940,977	410,940,977	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月30日	—	410,940	—	27,484,132	—	27,430,716

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	184,828	44.97
みなと銀行共栄会	神戸市中央区伊藤町107-1	24,404	5.93
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	12,001	2.92
みなと銀行従業員持株会	神戸市中央区三宮町2丁目1-1	7,306	1.77
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,210	1.75
ニッセイ同和損害保険株式会社	大阪市北区西天満4丁目15-10	6,661	1.62
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27-2	6,220	1.51
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	5,203	1.26
株式会社東日本銀行	東京都中央区日本橋3丁目11-2	4,872	1.18
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	4,162	1.01
計	—	262,869	63.96

- (注) 1 株式会社三井住友銀行の所有株式数には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している当行株式165,500千株(発行済株式総数に対する割合40.27%)を含んでおります。なお、株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)」であります。
- 2 ニッセイ同和損害保険株式会社は、平成22年10月1日付にてあいおい損害保険株式会社と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に商号変更し、本店所在地を東京都渋谷区恵比寿1丁目28-1に変更しております。
- 3 株式会社三井住友銀行は、平成22年10月18日付にて本店所在地を東京都千代田区丸の内1丁目1-2に変更しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 467,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 409,749,000	409,749	—
単元未満株式	普通株式 724,977	—	—
発行済株式総数	410,940,977	—	—
総株主の議決権	—	409,749	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が2個含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町2丁目 1番1号	467,000	—	467,000	0.11
計	—	467,000	—	467,000	0.11

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	130	126	124	135	136	140
最低(円)	118	115	113	119	123	128

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、あずさ監査法人により中間監査を受け、当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）及び当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来から当行が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※7 38,858	※7 34,468	※7 45,462
コールローン及び買入手形	18,568	15,848	20,002
債券貸借取引支払保証金	—	17,595	—
買入金銭債権	6,509	4,899	5,603
商品有価証券	611	419	959
有価証券	※7, ※13 492,833	※7, ※13 631,007	※7, ※13 596,592
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,238,709	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,162,985	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,197,239
外国為替	※5 5,442	※5 4,995	※5 5,112
リース債権及びリース投資資産	7,237	7,131	7,082
その他資産	※7 30,902	※7 34,042	※7 30,411
有形固定資産	※9 34,691	※9 34,500	※9, ※10 34,187
無形固定資産	4,080	4,575	4,271
繰延税金資産	16,264	11,847	14,681
支払承諾見返	17,919	16,498	16,759
貸倒引当金	△37,038	△35,713	△37,919
資産の部合計	2,875,590	2,945,100	2,940,448
負債の部			
預金	※7 2,662,069	※7 2,692,691	※7 2,651,798
譲渡性預金	7,345	11,525	11,088
債券貸借取引受入担保金	—	※7 28,462	※7 69,372
借入金	※11 54,361	※11 47,134	※11 47,257
外国為替	142	75	72
社債	※12 5,000	※12 5,000	※12 5,000
その他負債	30,082	26,181	27,954
賞与引当金	797	932	910
退職給付引当金	3,845	4,304	4,061
役員退職慰労引当金	182	236	193
睡眠預金払戻損失引当金	657	661	717
支払承諾	17,919	16,498	16,759
負債の部合計	2,782,401	2,833,703	2,835,186

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	27,484	27,484	27,484
資本剰余金	49,483	49,483	49,483
利益剰余金	13,067	18,658	15,287
自己株式	△122	△123	△122
株主資本合計	89,913	95,502	92,133
その他有価証券評価差額金	2,600	5,236	2,447
繰延ヘッジ損益	131	69	112
評価・換算差額等合計	2,731	5,306	2,560
少数株主持分	544	10,588	10,568
純資産の部合計	93,188	111,397	105,261
負債及び純資産の部合計	2,875,590	2,945,100	2,940,448

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
経常収益	36,013	33,631	71,001
資金運用収益	25,673	23,269	50,086
(うち貸出金利息)	22,768	20,049	44,044
(うち有価証券利息配当金)	2,491	2,746	5,219
役務取引等収益	5,828	6,345	11,706
その他業務収益	3,612	2,813	6,512
その他経常収益	※1 899	※1 1,202	※1 2,695
経常費用	31,839	25,886	62,023
資金調達費用	3,468	2,151	6,403
(うち預金利息)	2,575	1,432	4,730
役務取引等費用	1,672	1,723	3,150
その他業務費用	947	1,332	2,001
営業経費	17,441	17,535	34,796
その他経常費用	※2 8,309	※2 3,144	※2 15,672
経常利益	4,174	7,744	8,977
特別利益	7	9	14
償却債権取立益	7	9	14
特別損失	412	187	753
固定資産処分損	47	64	117
減損損失	※3 364	—	※3 635
その他の特別損失	—	※4 123	—
税金等調整前中間純利益	3,769	7,566	8,238
法人税、住民税及び事業税	1,780	1,316	2,215
法人税等調整額	714	955	2,403
法人税等合計	2,494	2,272	4,618
少数株主損益調整前中間純利益		5,294	
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△87	282	36
中間純利益	1,362	5,012	3,583

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	27,484	27,484	27,484
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	27,484	27,484	27,484
資本剰余金			
前期末残高	49,483	49,483	49,483
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	49,483	49,483	49,483
利益剰余金			
前期末残高	11,704	15,287	11,704
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△1,641	—
中間純利益	1,362	5,012	3,583
当中間期変動額合計	1,362	3,370	3,583
当中間期末残高	13,067	18,658	15,287
自己株式			
前期末残高	△121	△122	△121
当中間期変動額			
自己株式の取得	△1	△0	△1
当中間期変動額合計	△1	△0	△1
当中間期末残高	△122	△123	△122
株主資本合計			
前期末残高	88,551	92,133	88,551
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△1,641	—
中間純利益	1,362	5,012	3,583
自己株式の取得	△1	△0	△1
当中間期変動額合計	1,361	3,369	3,581
当中間期末残高	89,913	95,502	92,133

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△512	2,447	△512
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,112	2,789	2,960
当中間期変動額合計	3,112	2,789	2,960
当中間期末残高	2,600	5,236	2,447
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	69	112	69
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	61	△43	43
当中間期変動額合計	61	△43	43
当中間期末残高	131	69	112
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△442	2,560	△442
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,174	2,745	3,003
当中間期変動額合計	3,174	2,745	3,003
当中間期末残高	2,731	5,306	2,560
少数株主持分			
前期末残高	613	10,568	613
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△68	20	9,955
当中間期変動額合計	△68	20	9,955
当中間期末残高	544	10,588	10,568
純資産合計			
前期末残高	88,721	105,261	88,721
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△1,641	—
中間純利益	1,362	5,012	3,583
自己株式の取得	△1	△0	△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,105	2,766	12,958
当中間期変動額合計	4,467	6,135	16,540
当中間期末残高	93,188	111,397	105,261

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	3,769	7,566	8,238
減価償却費	1,369	1,390	2,798
減損損失	364	—	635
貸倒引当金の増減(△)	7,417	2,126	13,406
賞与引当金の増減額(△は減少)	6	22	119
退職給付引当金の増減額(△は減少)	2	242	219
前払年金費用の増減額(△は増加)	280	103	△1,217
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△52	43	△41
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	81	△56	141
資金運用収益	△25,673	△23,269	△50,086
資金調達費用	3,468	2,151	6,403
有価証券関係損益(△)	△2,140	△1,046	△3,146
為替差損益(△は益)	438	731	193
固定資産処分損益(△は益)	47	64	117
商品有価証券の純増(△)減	△96	539	△447
貸出金の純増(△)減	△1,170	30,432	34,192
預金の純増減(△)	44,058	41,178	34,086
譲渡性預金の純増減(△)	4,639	437	8,382
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△233	△123	△337
有利息預け金の純増(△)減	22	10,026	△9,965
コールローン等の純増(△)減	9,383	4,858	8,855
コールマネー等の純増減(△)	△1,000	—	△1,000
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	—	△17,595	—
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△16,096	△40,910	53,276
外国為替(資産)の純増(△)減	122	116	452
外国為替(負債)の純増減(△)	36	3	△33
リース債権及びリース投資資産の増減額(△は増加)	△382	△48	△227
資金運用による収入	26,023	23,725	50,561
資金調達による支出	△3,300	△2,887	△6,623
その他	△2,122	△1,173	△1,597
小計	49,262	38,650	147,357
法人税等の支払額	△122	△2,056	△210
法人税等の還付額	777	49	667
営業活動によるキャッシュ・フロー	49,917	36,643	147,814

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△332,177	△147,829	△645,350
有価証券の売却による収入	209,994	74,976	384,967
有価証券の償還による収入	72,390	39,118	107,726
有形固定資産の取得による支出	△917	△1,035	△1,617
有形固定資産の売却による収入	40	—	54
その他	△864	△943	△1,601
投資活動によるキャッシュ・フロー	△51,535	△35,713	△155,820
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出	△3,000	—	△10,000
少数株主からの払込みによる収入	—	—	10,000
配当金の支払額	△1	△1,638	△2
少数株主への配当金の支払額	—	△259	—
自己株式の取得による支出	△1	△0	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,003	△1,898	△3
現金及び現金同等物に係る換算差額	△11	1	△8
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,632	△967	△8,017
現金及び現金同等物の期首残高	43,361	35,343	43,361
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 38,728	※1 34,376	※1 35,343

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 13社</p> <p>みなとビジネスサービス株式会社 みなとモーゲージサービス株式会社 みなと保証株式会社 みなとリース株式会社 株式会社みなとカード みなとシステム株式会社 みなとキャピタル株式会社 みなとベンチャー育成二号投資事業有限責任組合 みなと元気ファンド投資事業有限責任組合 みなとベンチャー育成三号投資事業有限責任組合 ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合 みなと元気ファンド二号投資事業有限責任組合 Minato Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>(2) 非連結子会社 該当なし</p>	<p>(1) 連結子会社 14社</p> <p>みなとビジネスサービス株式会社 みなとモーゲージサービス株式会社 みなと保証株式会社 みなとリース株式会社 株式会社みなとカード みなとシステム株式会社 みなとキャピタル株式会社 みなとベンチャー育成二号投資事業有限責任組合 みなと元気ファンド投資事業有限責任組合 みなとベンチャー育成三号投資事業有限責任組合 ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合 みなと元気ファンド二号投資事業有限責任組合 みなとビジネスリレー投資事業有限責任組合 Minato Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>平成22年8月にみなとビジネスリレー投資事業有限責任組合を設立しております。このため連結子会社数は1社増加しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 13社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当なし (2) 持分法適用の関連会社 該当なし (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当なし (4) 持分法非適用の関連会社 該当なし	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同左 (4) 持分法非適用の関連会社 同左	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同左 (4) 持分法非適用の関連会社 同左
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 5社 9月末日 8社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 6社 9月末日 7社 7月25日 1社 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 7社 12月末日 5社 1月24日 1社 (2) 連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等(時価のある株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等(時価のある株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等(時価のある株式については連結決算期末月1ヵ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左 ② 無形固定資産 同左	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ② 無形固定資産 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は42,155百万円であります。</p>	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は36,038百万円あります。</p>	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,087百万円あります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間連結会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。	(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左	(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当連結会計年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(11)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	(11)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 同左	(11)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 同左
	—	(12)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。	—
	(13)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13)消費税等の会計処理 同左	(13)消費税等の会計処理 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。	—	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は4百万円減少し、税金等調整前中間純利益は128百万円減少しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は313百万円増加、繰延税金資産は130百万円減少、その他有価証券評価差額金は190百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ131百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>—</p>	<p>(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は13,119百万円、延滞債権額は61,811百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は602百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,833百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は11,321百万円、延滞債権額は54,009百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は940百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,452百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は11,774百万円、延滞債権額は55,067百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は366百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は609百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は80,367百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,689百万円であります。</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表に計上した額は、27,012百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 41,853百万円 預け金 0百万円 その他資産 92百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,163百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券53,636百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は3,746百万円であります。</p>	<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,724百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、25,823百万円であります。</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表に計上した額は、22,217百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 60,650百万円 預け金 0百万円 その他資産 90百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,400百万円 債券貸借取 引受入担保 28,462百万円 金 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券48,672百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は3,619百万円であります。</p>	<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,816百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、27,971百万円であります。</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は、25,874百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 104,127百万円 預け金 0百万円 その他資産 90百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,119百万円 債券貸借取 引受入担保 69,372百万円 金 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券51,210百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は3,649百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、503,115百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が494,424百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 19,406百万円</p> <p>—</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金52,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、464,301百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が456,363百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 20,489百万円</p> <p>—</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金45,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 同左</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、478,945百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が468,869百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 19,995百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金45,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 同左</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は21,046百万円であります。	※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は18,802百万円であります。	※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は19,998百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益374百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額7,417百万円及び株式等償却251百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益467百万円、株式等売却益288百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,126百万円、貸出金償却199百万円、債権売却損145百万円及び株式等償却137百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益1,356百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、株式等償却474百万円、債権売却損416百万円及び貸出金償却216百万円を含んでおります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																
<p>※3 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。</p> <p>上記の固定資産のうち、以下の資産については、収益性の低下及び移転による遊休化により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額364百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="199 974 542 1265"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>営業用店舗</td> <td>建物等</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 尼崎市</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>364</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)	東京都	営業用店舗	建物等	13	兵庫県 尼崎市	営業用店舗	土地及び建物等	350	計			364	<p>※4 その他の特別損失は資産除去債務に関する会計基準を適用したことに伴う影響額であります。</p>	<p>※3 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。</p> <p>上記の固定資産のうち、以下の資産については、収益性の低下、及び移転・廃止に伴う遊休化により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額635百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1029 996 1388 1668"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>営業用店舗</td> <td>建物等</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>営業用店舗</td> <td>建物等</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 尼崎市</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 播州地区</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 神戸市 須磨区</td> <td>遊休</td> <td>建物等</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 神戸市 灘区</td> <td>遊休</td> <td>建物等</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>635</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)	東京都	営業用店舗	建物等	13	大阪府	営業用店舗	建物等	164	兵庫県 尼崎市	営業用店舗	土地及び建物等	350	兵庫県 播州地区	営業用店舗	土地及び建物等	90	兵庫県 神戸市 須磨区	遊休	建物等	12	兵庫県 神戸市 灘区	遊休	建物等	4	計			635
場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)																																															
東京都	営業用店舗	建物等	13																																															
兵庫県 尼崎市	営業用店舗	土地及び建物等	350																																															
計			364																																															
場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)																																															
東京都	営業用店舗	建物等	13																																															
大阪府	営業用店舗	建物等	164																																															
兵庫県 尼崎市	営業用店舗	土地及び建物等	350																																															
兵庫県 播州地区	営業用店舗	土地及び建物等	90																																															
兵庫県 神戸市 須磨区	遊休	建物等	12																																															
兵庫県 神戸市 灘区	遊休	建物等	4																																															
計			635																																															

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	410,940	—	—	410,940	
合計	410,940	—	—	410,940	
自己株式					
普通株式	449	8	—	458	(注)
合計	449	8	—	458	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	410,940	—	—	410,940	
合計	410,940	—	—	410,940	
自己株式					
普通株式	461	6	—	467	(注)
合計	461	6	—	467	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,641	4	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	種類株式	—	—	—	—

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	410,940	—	—	410,940	
合計	410,940	—	—	410,940	
自己株式					
普通株式	449	11	—	461	(注)
合計	449	11	—	461	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,641	4	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	種類株式	—	—	—	—	—

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 38,858 有利息預け金 △130 現金及び現金同等物 38,728	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年9月30日現在 現金預け金勘定 34,468 有利息預け金 △91 現金及び現金同等物 34,376	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 45,462 有利息預け金 △10,118 現金及び現金同等物 35,343

(リース取引関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
重要性が乏しいため記載を省略しております。
- II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
重要性が乏しいため記載を省略しております。
- III 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

- I 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません(注2参照)。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	34,468	34,468	—
(2) コールローン及び買入手形	15,848	15,848	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	17,595	17,595	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	419	419	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	81,132	82,013	881
その他有価証券	547,551	547,551	—
(6) 貸出金	2,162,985		
貸倒引当金(※1)	△33,212		
	2,129,772	2,138,472	8,699
資産計	2,826,788	2,836,369	9,580
(1) 預金	2,692,691	2,693,598	△907
(2) 譲渡性預金	11,525	11,527	△1
(3) 債券貸借取引受入担保金	28,462	28,462	—
(4) 借入金	47,134	46,446	687
(5) 社債	5,000	4,354	645
負債計	2,784,813	2,784,389	423
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	887	887	—
ヘッジ会計が適用されているもの	117	117	—
デリバティブ取引計	1,004	1,004	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、残存期間が短期間（6ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表される基準価額によっております。自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、発行先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

その他有価証券として保有する変動利付国債の時価については、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から引続き市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ「有価証券」が2,611百万円増加、「繰延税金資産」が1,061百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,550百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、貸出先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、一部の当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期性預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

これらは、残存期間が短期間（6ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 社債

一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した際に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (5) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (※1) (※2)	1,873
②組合出資金等 (※3)	449
合 計	2,323

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について80百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金等のうち、組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務等の金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金の受入のほか、借入による間接金融や社債の発行により資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、当行の一部の連結子会社には、有価証券を保有している会社があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。取引先の経営状況の変化や種々の業種が抱える固有の事情、景気動向並びに金利、株価及び不動産価格の変動といった経済金融環境の変化等により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券及び商品有価証券は、主に株式、債券等であり、満期保有、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金及び社債は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引等があります。当行では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融資産・負債から生じる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

このほか、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券先物取引を行っております。

また、一部の連結子会社では、有価証券を保有しており、当該金融商品は、金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、当行の融資業務規程及び信用リスクに関する管理諸規定等に従い、営業貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、審査関連部署のほか営業関連部署により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部等において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において検討されたALMに関する方針に基づき、総合リスク会議（経営会議）において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部等において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理するとともに、為替持高を管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、総合リスク会議での決議を経て、市場リスク管理に関する諸規則に従い行われております。市場金融部では、外部から投資商品を購入しており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。企画部が管理している株式は、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報はALM委員会及び経営会議において定期的に報告されております。

一部の連結子会社が保有する有価証券については、子会社の市場リスク・流動性リスク管理細則に従い管理されており、当行においてモニタリングしております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価・事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスク管理に関する諸規則に基づき実施されております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	45,462	45,462	—
(2) コールローン及び買入手形	20,002	20,002	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	959	959	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	72,930	73,389	458
その他有価証券	521,293	521,293	—
(5) 貸出金 貸倒引当金（※1）	2,197,239 △35,379		
	2,161,860	2,164,379	2,519
資産計	2,822,508	2,825,486	2,978
(1) 預金	2,651,798	2,653,132	△1,334
(2) 譲渡性預金	11,088	11,089	△0
(3) 債券貸借取引受入担保金	69,372	69,372	—
(4) 借入金	47,257	46,359	898
(5) 社債	5,000	4,208	791
負債計	2,784,517	2,784,162	355
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	773	773	—
ヘッジ会計が適用されているもの	197	197	—
デリバティブ取引計	970	970	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（2）コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（6ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表される基準価額によっております。自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、発行先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

その他有価証券として保有する変動利付国債の時価については、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から引続き市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ「有価証券」が3,210百万円増加、「繰延税金資産」が1,304百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,906百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、貸出先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、一部の当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

これらは、残存期間が短期間(6ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 社債

一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した際に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1) (※2)	1,878
②組合出資金等(※3)	453
合 計	2,332

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について291百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金等のうち、組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	—	—	—	—	—	—
コールローン及び買 入手形	20,002	—	—	—	—	—
有価証券	59,755	142,519	218,020	18,499	119,250	11,000
満期保有目的の債 券	4,571	25,428	42,051	—	—	—
うち国債	—	—	—	—	—	—
地方債	1,595	18,978	38,551	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	2,976	6,450	3,500	—	—	—
其他有価証券の うち満期があるも の	55,184	117,090	175,968	18,499	119,250	11,000
うち国債	—	11,000	93,000	6,000	118,000	11,000
地方債	18,698	54,821	44,568	11,761	52	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	30,388	37,418	21,993	738	792	—
その他	6,097	13,850	16,406	—	406	—
貸出金(※)	570,948	404,193	296,549	171,837	189,249	476,847
合計	650,706	546,712	514,570	190,337	308,500	487,847

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない66,606百万円、期間の定めのないもの21,007百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (※1)	2,517,793	109,828	24,176	—	—	—
譲渡性預金	11,088	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入 担保金	69,372	—	—	—	—	—
借入金 (※2)	702	1,026	437	25,064	17	9
社債	—	—	—	5,000	—	—
合計	2,598,957	110,854	24,613	30,064	17	9

(※1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 借入金のうち、期限の定めのない借入金20,000百万円については、含めておりません。

(有価証券関係)

※ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	25,657	25,761	103
社債	12,398	12,477	79
その他	—	—	—
合計	38,056	38,238	182

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	14,581	15,258	676
債券	376,958	380,496	3,537
国債	173,166	174,640	1,473
地方債	124,246	125,443	1,197
短期社債	—	—	—
社債	79,545	80,412	866
その他	34,601	34,789	187
合計	426,141	430,544	4,402

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回収可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債の時価については、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から引続き市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は3,169百万円増加、「繰延税金資産」は1,287百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,881百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
社債	21,083
非上場株式	1,975
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,173

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	67,865	68,647	782
	短期社債	—	—	—
	社債	13,016	13,115	98
	その他	—	—	—
	小計	80,881	81,763	881
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	250	250	△ 0
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	250	250	△ 0
合計		81,132	82,013	881

2 その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	8,342	7,081	1,260
	債券	477,861	468,662	9,199
	国債	265,659	259,738	5,920
	地方債	145,668	143,773	1,895
	短期社債	—	—	—
	社債	66,534	65,151	1,383
	その他	38,187	37,617	570
	小計	524,391	513,361	11,029
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	5,647	7,620	△ 1,972
	債券	5,197	5,248	△ 51
	国債	—	—	—
	地方債	668	669	△ 0
	短期社債	—	—	—
	社債	4,528	4,578	△ 50
	その他	12,315	12,478	△ 162
	小計	23,160	25,346	△ 2,186
合計	547,551	538,708	8,843	

3 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、56百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

Ⅲ 前連結会計年度末

※ 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	5

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	57,168	57,540	372
	短期社債	—	—	—
	社債	13,061	13,150	89
	その他	—	—	—
	小計	70,229	70,691	461
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	2,700	2,697	△ 2
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	2,700	2,697	△ 2
合計		72,930	73,389	458

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,737	7,174	1,562
	債券	318,831	314,974	3,856
	国債	129,359	128,025	1,333
	地方債	105,138	103,932	1,205
	短期社債	—	—	—
	社債	84,334	83,016	1,318
	その他	31,165	30,523	641
	小計	358,734	352,673	6,061
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,925	7,340	△ 1,415
	債券	148,935	149,379	△ 444
	国債	113,253	113,544	△ 290
	地方債	27,409	27,463	△ 53
	短期社債	—	—	—
	社債	8,272	8,372	△ 99
	その他	7,735	7,781	△ 46
	小計	162,595	164,501	△ 1,906
合計		521,330	517,175	4,155

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	101	25	2
債券	381,755	3,690	42
国債	338,220	3,293	17
地方債	25,818	181	22
短期社債	—	—	—
社債	17,715	215	2
その他	3,111	12	54
合計	384,967	3,727	99

6 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、60百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるとは認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)
該当ありません。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,402
その他有価証券	4,402
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	1,782
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	2,619
(△) 少数株主持分相当額	19
その他有価証券評価差額金	2,600

II 当中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	8,843
その他有価証券	8,843
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	3,597
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	5,245
(△) 少数株主持分相当額	8
その他有価証券評価差額金	5,236

Ⅲ 前連結会計年度末

○ その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,155
その他有価証券	4,155
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	1,688
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	2,466
(△) 少数株主持分相当額	18
その他有価証券評価差額金	2,447

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	15,247	94	94
	金利オプション	—	—	—
	その他	10,705	—	32
	合計	—	94	126

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	3,958	11	11
	為替予約	16,556	17	17
	通貨オプション	115,402	755	755
	その他	—	—	—
	合計	—	785	785

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	19,908	19,300	651	651
	受取変動・支払固定	19,908	19,300	△354	△354
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	5,751	5,631	△8	82	
買建	5,751	5,631	8	△47	
	合計	—	—	296	331

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	18,520	18,520	39	39
	為替予約				
	売建	5,817	—	215	215
	買建	5,312	—	△137	△137
	通貨オプション				
	売建	32,850	16,461	△3,571	△1,014
	買建	32,850	16,461	4,045	1,487
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	590	590

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他 有価証券(債券)、 借入金等の有利息の 金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		20,000	8,000	117
	受取変動・支払固定		6	—	△0
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
	合計	—	—	—	117

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	9,950	9,890	226	226
	受取変動・支払固定	9,950	9,890	△98	△98
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	6,085	6,040	△20	75	
買建	6,085	6,040	20	△37	
	合計	—	—	127	165

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	15,222	15,222	32	32
	為替予約				
	売建	6,501	—	△109	△109
	買建	5,859	—	119	119
	通貨オプション				
	売建	47,307	27,094	△3,446	△234
	買建	47,307	27,094	4,049	837
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	645	645

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他 有価証券(債券)、 借入金等の 有利息の金融 資産・負債			
	受取固定・支払変動		20,000	20,000	198
	受取変動・支払固定		757	—	△1
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
	合計	—	—	—	197

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当ありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
該当ありません。
- III 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当ありません。

(企業結合等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当ありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
該当ありません。
- III 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当ありません。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日現在)
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

- I 当中間連結会計期間末(平成22年9月30日現在)
重要性が乏しいため記載を省略しております。
- II 前連結会計年度末(平成22年3月31日現在)
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	34,038	1,974	36,013	—	36,013
(2) セグメント間の 内部経常収益	181	135	317	(317)	—
計	34,220	2,110	36,331	(317)	36,013
経常費用	29,853	2,291	32,144	(305)	31,839
経常利益 (△は経常損失)	4,367	△180	4,186	(12)	4,174

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2 業務区分は、主に連結会社の事業の内容により区分しております。各事業の主な内容は次のとおりであります。
- (1) 銀行業・・・・銀行業
 - (2) その他の事業・・リース、クレジットカード、ベンチャー・キャピタル、計算受託業等

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	66,730	4,270	71,001	—	71,001
(2) セグメント間の 内部経常収益	356	291	648	(648)	—
計	67,087	4,562	71,649	(648)	71,001
経常費用	57,948	4,698	62,646	(622)	62,023
経常利益 (△は経常損失)	9,138	△135	9,002	(25)	8,977

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2 業務区分は、主に連結会社の事業の内容により区分しております。各事業の主な内容は次のとおりであります。
- (1) 銀行業・・・・銀行業
 - (2) その他の事業・・リース、クレジットカード、ベンチャー・キャピタル、計算受託業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、事務処理代行業務、ベンチャー・キャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは、銀行業務の全体に占める割合が相当程度あることから、報告セグメントは、みなと銀行が行う「銀行業」のみとし、連結子会社が行う事業を「その他」としております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告されている事業セグメントについて、報告セグメントと報告セグメントに含まれない「その他」間、及び「その他」内の連結子会社間の取引条件等については、一般の取引先と同様に決定されております。

報告セグメントの利益及び「その他」の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額との差異、報告セグメント及び「その他」の資産の合計額と中間連結貸借対照表計上額との差異については、「3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりであります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業				
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	30,563	3,067	33,631	—	33,631
(2) セグメント間の内部経常収益	128	1,610	1,739	△1,739	—
計	30,692	4,678	35,370	△1,739	33,631
セグメント利益	6,901	805	7,706	38	7,744
セグメント資産	2,934,038	616,497	3,550,535	△605,434	2,945,100
その他の項目					
減価償却費	1,383	25	1,409	△26	1,382
資金運用収益	22,784	876	23,660	△391	23,269
資金調達費用	2,415	98	2,514	△363	2,151
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,029	9	2,038	—	2,038

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード、信用保証、リース、事務処理代行、ベンチャー・キャピタル業等を含んでおります。

3 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額38百万円は、連結処理に伴う調整額であります。

(2) セグメント資産の調整額△605,434百万円は、連結処理に伴う調整額であります。

(3) 減価償却費の調整額△26百万円、資金運用収益の調整額△391百万円、資金調達費用の調整額△363百万円は連結処理に伴う調整額であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	21,339	5,342	6,949	33,631

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	225.69	245.59	230.69
1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	3.32	12.21	8.72
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	—	—	—

(注) 1 1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

		前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	93,188	111,397	105,261
純資産の部の合計額か ら控除する金額	百万円	544	10,588	10,568
(うち少数株主持分)	百万円	544	10,588	10,568
普通株式に係る中間期 末(期末)の純資産額	百万円	92,644	100,809	94,693
1株当たり純資産額の 算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式 の数	千株	410,482	410,473	410,479

(2) 1株当たり中間(当期)純利益金額

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
中間(当期)純利益	百万円	1,362	5,012	3,583
普通株主に 帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	1,362	5,012	3,583
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	410,486	410,476	410,483

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当行は、平成22年11月11日開催の取締役会において、当行の従業員持株会との連携によるE S O Pストラクチャーである「従業員持株会連携型E S O P」(以下「本ストラクチャー」という。)の導入を決議しました。

1 本ストラクチャーの目的

本ストラクチャーの導入により、従業員の経営への参画意欲を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当行の企業価値の向上を目指しております。

2 本ストラクチャーの概要

本ストラクチャーにおいて、当行株式の保有及び処分を行う信託(以下「本信託」という。)を設定のうえ、本信託の受託者である株式会社三井住友銀行(以下「受託者」という。)が、当行の従業員持株会である「みなと銀行従業員持株会」(以下「当行持株会」という。)による当行株式の継続的かつ安定的な買付けに資するために、借入れにより調達した資金をもって、当行持株会が今後数年間(3~5年を想定)に亘り買い付けることが見込まれる数において、当行が処分する自己株式である当行株式を取得したうえ、本信託の信託財産に属する当行株式を売り付けること、本信託の信託財産に属する当行株式につき、当行持株会の会員(以下「会員」という。)の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、本信託の信託財産に属する当行株式の売却によって当該借入れ返済後も余剰が生じる場合、金銭を会員のうち所定の要件を充足する者に交付すること等を実施します。

また、当行は、受託者による借入れについて保証しますので、万一本信託の終了時までには当行株式の売却による当該借入れの返済に不足が生じる場合等には保証履行を行うこととなります。

3 本信託の概要

- (1) 委託者 当行
- (2) 受託者 株式会社三井住友銀行
- (3) 受益者 受益者適格要件を充足する持株会会員
- (4) 信託の目的 持株会に対する継続的かつ安定的な株式の供給及び受益者適格要件を充足する者への信託財産の交付

なお、当行は、本件導入決議と同時に、取得する株式の総数を8,000,000株(上限)とし、株式の取得価額の総額を1,000百万円(上限)とし、取得する期間を平成22年11月12日から平成23年2月28日までとして自己株式(当行普通株式)の取得を行うことを決議しております。当行は、当該自己株式の取得の終了後において、本ストラクチャーを導入し、本信託に対して自己株式を処分する予定であります。

III 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

（単位：百万円）

	前第2四半期連結会計期間 （自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）	当第2四半期連結会計期間 （自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
経常収益	17,952	16,646
資金運用収益	12,575	11,539
（うち貸出金利息）	11,206	9,970
（うち有価証券利息配当金）	1,144	1,325
役務取引等収益	2,749	2,992
その他業務収益	2,098	1,524
その他経常収益	528	590
経常費用	16,377	12,871
資金調達費用	1,698	982
（うち預金利息）	1,253	626
役務取引等費用	846	851
その他業務費用	562	676
営業経費	8,641	8,924
その他経常費用	※1 4,628	※1 1,436
経常利益	1,575	3,774
特別利益	4	6
償却債権取立益	4	6
特別損失	392	58
固定資産処分損	41	58
減損損失	350	—
税金等調整前四半期純利益	1,187	3,722
法人税、住民税及び事業税	674	759
法人税等調整額	315	332
法人税等合計	990	1,092
少数株主損益調整前四半期純利益		2,630
少数株主利益又は少数株主損失（△）	△22	145
四半期純利益	218	2,485

前第2四半期連結会計期間 （自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）	当第2四半期連結会計期間 （自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,041百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額660百万円、貸出金償却196百万円、債権売却損145百万円を含んでおります。

(2) その他

該当事項なし

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※8 38,845	※8 34,457	※8 45,446
コールローン	18,568	15,848	20,002
債券貸借取引支払保証金	—	17,595	—
商品有価証券	611	419	959
有価証券	※1, ※8, ※14 496,338	※1, ※8, ※14 634,888	※1, ※8, ※14 600,151
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,243,361	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,168,026	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,202,072
外国為替	※6 5,442	※6 4,995	※6 5,112
その他資産	※8 21,531	※8 24,355	※8 20,761
有形固定資産	※10 34,594	※10 34,415	※10, ※11 34,102
無形固定資産	4,143	4,612	4,318
繰延税金資産	15,369	11,174	14,050
支払承諾見返	17,429	16,066	16,303
貸倒引当金	△33,850	△32,817	△34,860
資産の部合計	2,862,386	2,934,038	2,928,420
負債の部			
預金	※8 2,664,896	※8 2,697,236	※8 2,655,711
譲渡性預金	7,345	11,525	11,088
債券貸借取引受入担保金	—	※8 28,462	※8 69,372
借入金	※12 54,361	※12 57,334	※12 57,457
外国為替	142	75	72
社債	※13 5,000	※13 5,000	※13 5,000
その他負債	16,155	13,135	14,189
未払法人税等	1,839	1,283	2,248
リース債務	206	212	273
資産除去債務	—	213	—
その他の負債	14,109	11,425	11,667
賞与引当金	683	829	795
退職給付引当金	3,762	4,211	3,974
役員退職慰労引当金	151	195	156
睡眠預金払戻損失引当金	657	661	717
支払承諾	17,429	16,066	16,303
負債の部合計	2,770,584	2,834,733	2,834,838

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	27,484	27,484	27,484
資本剰余金	49,483	49,483	49,483
資本準備金	27,430	27,430	27,430
その他資本剰余金	22,053	22,053	22,053
利益剰余金	12,234	17,212	14,257
利益準備金	53	53	53
その他利益剰余金	12,181	17,159	14,204
別途積立金	2,325	2,325	2,325
繰越利益剰余金	9,856	14,834	11,879
自己株式	△122	△123	△122
株主資本合計	89,080	94,057	91,103
その他有価証券評価差額金	2,589	5,178	2,366
繰延ヘッジ損益	131	69	112
評価・換算差額等合計	2,720	5,248	2,478
純資産の部合計	91,801	99,305	93,582
負債及び純資産の部合計	2,862,386	2,934,038	2,928,420

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
経常収益	33,608	30,692	65,801
資金運用収益	25,105	22,784	49,003
(うち貸出金利息)	22,420	19,793	43,418
(うち有価証券利息配当金)	2,486	2,741	5,213
役務取引等収益	4,927	5,387	9,817
その他業務収益	2,645	1,304	4,233
その他経常収益	※1 929	※1 1,216	※1 2,746
経常費用	29,351	23,790	57,213
資金調達費用	3,474	2,415	6,515
(うち預金利息)	2,576	1,433	4,732
役務取引等費用	1,941	1,999	3,685
その他業務費用	127	3	97
営業経費	※2 16,680	※2 16,718	33,141
その他経常費用	※3 7,127	※3 2,652	※3 13,774
経常利益	4,257	6,901	8,587
特別利益	3	6	5
特別損失	※4 410	※5 187	※4 742
税引前中間純利益	3,849	6,720	7,850
法人税、住民税及び事業税	1,697	1,146	2,190
法人税等調整額	717	977	2,201
法人税等合計	2,414	2,123	4,391
中間純利益	1,435	4,596	3,458

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	27,484	27,484	27,484
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	27,484	27,484	27,484
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	27,430	27,430	27,430
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	27,430	27,430	27,430
その他資本剰余金			
前期末残高	22,053	22,053	22,053
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	22,053	22,053	22,053
資本剰余金合計			
前期末残高	49,483	49,483	49,483
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	49,483	49,483	49,483
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	53	53	53
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	53	53	53
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	2,325	2,325	2,325
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	2,325	2,325	2,325
繰越利益剰余金			
前期末残高	8,420	11,879	8,420
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△1,641	—
中間純利益	1,435	4,596	3,458
当中間期変動額合計	1,435	2,954	3,458
当中間期末残高	9,856	14,834	11,879

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	10,799	14,257	10,799
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△1,641	—
中間純利益	1,435	4,596	3,458
当中間期変動額合計	1,435	2,954	3,458
当中間期末残高	12,234	17,212	14,257
自己株式			
前期末残高	△121	△122	△121
当中間期変動額			
自己株式の取得	△1	△0	△1
当中間期変動額合計	△1	△0	△1
当中間期末残高	△122	△123	△122
株主資本合計			
前期末残高	87,645	91,103	87,645
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△1,641	—
中間純利益	1,435	4,596	3,458
自己株式の取得	△1	△0	△1
当中間期変動額合計	1,434	2,954	3,457
当中間期末残高	89,080	94,057	91,103
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△514	2,366	△514
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	3,104	2,812	2,881
当中間期変動額合計	3,104	2,812	2,881
当中間期末残高	2,589	5,178	2,366
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	69	112	69
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	61	△43	43
当中間期変動額合計	61	△43	43
当中間期末残高	131	69	112
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△445	2,478	△445
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	3,166	2,769	2,924
当中間期変動額合計	3,166	2,769	2,924
当中間期末残高	2,720	5,248	2,478

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月 31 日)
純資産合計			
前期末残高	87,200	93,582	87,200
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△1,641	—
中間純利益	1,435	4,596	3,458
自己株式の取得	△1	△0	△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,166	2,769	2,924
当中間期変動額合計	4,600	5,723	6,381
当中間期末残高	91,801	99,305	93,582

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等(時価のある株式については中間決算期末月1ヵ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等(時価のある株式については中間決算期末月1ヵ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等(時価のある株式については決算期末月1ヵ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：2年～20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：2年～20年

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,738百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,018百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は35,103百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当事業年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 ヘッジ会計の方法	金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	金利リスク・ヘッジ 同左	金利リスク・ヘッジ 同左
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は4百万円減少し、税引前中間純利益は128百万円減少しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有価証券は313百万円増加、繰延税金資産は130百万円減少、その他有価証券評価差額金は190百万円増加し、経常利益および、税引前当期純利益はそれぞれ131百万円増加しております。</p> <p style="text-align: center;">—</p>

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債の時価については、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から引続き市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当中間会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は3,169百万円増加、「繰延税金資産」は1,287百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,881百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 4,226百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は13,028百万円、延滞債権額は61,710百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は602百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,833百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 4,586百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は11,366百万円、延滞債権額は54,148百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は940百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,452百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 4,338百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は11,738百万円、延滞債権額は55,347百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は366百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は609百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)																																				
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は80,175百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,689百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表に計上した額は、27,012百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>41,853百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>92百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>3,163百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券53,636百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,741百万円であります。</p>	有価証券	41,853百万円	預け金	0百万円	その他資産	92百万円	預金	3,163百万円	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,909百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、25,823百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表に計上した額は、22,217百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>60,650百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>90百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>3,400百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引受入担保</td> <td>28,462百万円</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券48,672百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,615百万円であります。</p>	有価証券	60,650百万円	預け金	0百万円	その他資産	90百万円	預金	3,400百万円	債券貸借取		引受入担保	28,462百万円	金		<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,060百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、27,971百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、貸借対照表に計上した額は、25,874百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>104,127百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>90百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>3,119百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引受入担保</td> <td>69,372百万円</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券51,210百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,645百万円であります。</p>	有価証券	104,127百万円	預け金	0百万円	その他資産	90百万円	預金	3,119百万円	債券貸借取		引受入担保	69,372百万円	金	
有価証券	41,853百万円																																					
預け金	0百万円																																					
その他資産	92百万円																																					
預金	3,163百万円																																					
有価証券	60,650百万円																																					
預け金	0百万円																																					
その他資産	90百万円																																					
預金	3,400百万円																																					
債券貸借取																																						
引受入担保	28,462百万円																																					
金																																						
有価証券	104,127百万円																																					
預け金	0百万円																																					
その他資産	90百万円																																					
預金	3,119百万円																																					
債券貸借取																																						
引受入担保	69,372百万円																																					
金																																						

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、487,540百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が478,849百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 19,261百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金52,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、450,904百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が442,966百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 20,352百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,200百万円が含まれております。</p> <p>※13 同左</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、463,620百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が453,544百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 19,862百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,200百万円が含まれております。</p> <p>※13 同左</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は21,046百万円であります。	※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は18,802百万円であります。	※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は19,998百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益374百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 815百万円 無形固定資産 545百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額6,432百万円及び株式等償却105百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益467百万円、株式等売却益286百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 784百万円 無形固定資産 604百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,772百万円及び貸出金償却196百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益1,356百万円を含んでおります。</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>※3 その他経常費用には、債権売却損108百万円を含んでおります。</p>

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																
<p>※4 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。</p> <p>上記の固定資産のうち、以下の資産については、収益性の低下及び移転による遊休化により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額364百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="188 875 552 1207"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>営業用店舗</td> <td>建物等</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 尼崎市</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>364</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)	東京都	営業用店舗	建物等	13	兵庫県 尼崎市	営業用店舗	土地及び建物等	350	計			364	<p style="text-align: center;">—</p> <p>※5 特別損失には資産除去債務に関する会計基準を適用したことに伴う影響額123百万円が含まれております。</p>	<p>※4 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。</p> <p>上記の固定資産のうち、以下の資産については、収益性の低下、及び移転・廃止に伴う遊休化により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額635百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1031 904 1385 1565"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>営業用店舗</td> <td>建物等</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>営業用店舗</td> <td>建物等</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 尼崎市</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 播州地区</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 神戸市 須磨区</td> <td>遊休</td> <td>建物等</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 神戸市 灘区</td> <td>遊休</td> <td>建物等</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>635</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)	東京都	営業用店舗	建物等	13	大阪府	営業用店舗	建物等	164	兵庫県 尼崎市	営業用店舗	土地及び建物等	350	兵庫県 播州地区	営業用店舗	土地及び建物等	90	兵庫県 神戸市 須磨区	遊休	建物等	12	兵庫県 神戸市 灘区	遊休	建物等	4	計			635
場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)																																															
東京都	営業用店舗	建物等	13																																															
兵庫県 尼崎市	営業用店舗	土地及び建物等	350																																															
計			364																																															
場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)																																															
東京都	営業用店舗	建物等	13																																															
大阪府	営業用店舗	建物等	164																																															
兵庫県 尼崎市	営業用店舗	土地及び建物等	350																																															
兵庫県 播州地区	営業用店舗	土地及び建物等	90																																															
兵庫県 神戸市 須磨区	遊休	建物等	12																																															
兵庫県 神戸市 灘区	遊休	建物等	4																																															
計			635																																															

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	449	8	—	458	(注)
合計	449	8	—	458	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

II 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	461	6	—	467	(注)
合計	461	6	—	467	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

III 前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	449	11	—	461	(注)
合計	449	11	—	461	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

(リース取引関係)

I 前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

II 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

III 前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(有価証券関係)

- I 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)
子会社及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

- II 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)
子会社及び関連会社株式

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	3,928
関連会社株式	—
合計	3,928

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

- III 前事業年度末(平成22年3月31日現在)
子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,928
関連会社株式	—
合計	3,928

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(企業結合等関係)

- I 前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当ありません。
- II 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
該当ありません。
- III 前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当ありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(重要な後発事象)

I 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当ありません。

II 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当行は、平成22年11月11日開催の取締役会において、当行の従業員持株会との連携によるE S O Pストラクチャーである「従業員持株会連携型E S O P」(以下「本ストラクチャー」という。)の導入を決議しました。

1 本ストラクチャーの目的

本ストラクチャーの導入により、従業員の経営への参画意欲を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当行の企業価値の向上を目指しております。

2 本ストラクチャーの概要

本ストラクチャーにおいて、当行株式の保有及び処分を行う信託(以下「本信託」という。)を設定のうえ、本信託の受託者である株式会社三井住友銀行(以下「受託者」という。)が、当行の従業員持株会である「みなと銀行従業員持株会」(以下「当行持株会」という。)による当行株式の継続的かつ安定的な買付けに資するために、借入れにより調達した資金をもって、当行持株会が今後数年間(3~5年を想定)に亘り買い付けることが見込まれる数において、当行が処分する自己株式である当行株式を取得したうえ、本信託の信託財産に属する当行株式を売り付けること、本信託の信託財産に属する当行株式につき、当行持株会の会員(以下「会員」という。)の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、本信託の信託財産に属する当行株式の売却によって当該借入れ返済後も余剰が生じる場合、金銭を会員のうち所定の要件を充足する者に交付すること等を実施します。

また、当行は、受託者による借入れについて保証しますので、万一本信託の終了時までには当行株式の売却による当該借入れの返済に不足が生じる場合等には保証履行を行うこととなります。

3 本信託の概要

- (1) 委託者 当行
- (2) 受託者 株式会社三井住友銀行
- (3) 受益者 受益者適格要件を充足する持株会会員
- (4) 信託の目的 持株会に対する継続的かつ安定的な株式の供給及び受益者適格要件を充足する者への信託財産の交付

なお、当行は、本件導入決議と同時に、取得する株式の総数を8,000,000株(上限)とし、株式の取得価額の総額を1,000百万円(上限)とし、取得する期間を平成22年11月12日から平成23年2月28日までとして自己株式(当行普通株式)の取得を行うことを決議しております。当行は、当該自己株式の取得の終了後において、本ストラクチャーを導入し、本信託に対して自己株式を処分する予定であります。

III 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

4 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 常 本 良 治 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月18日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 常 本 良 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 常 本 良 治 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月18日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 常 本 良 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月19日
【会社名】	株式会社みなと銀行
【英訳名】	THE MINATO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 尾野 俊二
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社みなと銀行大阪支店 (大阪市中央区瓦町4丁目2番14号 瓦町ビル6階)
	※株式会社みなと銀行東京支店 (東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号)
	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取尾野俊二は、当行の第12期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

